

ロシアの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ロシア連邦（Российская Федерация）は、共和制の連邦国家である。1991年にソビエト連邦時代の共産党一党支配体制が終焉した後、ロシア連邦は、近代立憲主義の理念及び制度を多く導入した。ソビエト連邦時代の法令は、ロシア連邦の法令と矛盾しない限りにおいて、効力を有するものとされているが、大部分はロシア連邦の数多くの新しい法令により置き換えられた。

ロシア連邦の法制度は、ソビエト連邦時代から、成文法を中心とする「大陸法系」に属する。

広大な領土を有するロシア連邦には、83の「連邦構成主体」（субъекты Российской Федерации）がある。即ち、州（область）が46、地方（край）が9、連邦的意義を有する市（город）が2（モスクワ及びサンクトペテルブルク）、共和国（республика）が21、自治州（автономная область）が1、自治管区（автономный округ）が4ある。また、ロシア連邦政府が地方を監督するための区分として、8の「連邦管区」（Федеральный округ）がある。各連邦管区に派遣される大統領全権代表は、連邦政府の政策が地方で円滑に実施されるように連邦構成主体を監督する任務を負う。

なお、2012年8月22日、ロシアは156番目のWTO加盟国となったことから、日本企業のロシア法に対する関心は、今後ますます高まっていくものと思われる。

II 憲法

ロシア連邦憲法（Конституция Российской Федерации）は、1993年12月12日に、国民投票により制定された。ロシア連邦憲法は、共和制、連邦制、経済活動の自由、私的所有権の保護、三権分立等の基本原則を定めている。

1 統治機構

（1）大統領の権限の強大さ

ロシア連邦の国家権力は、立法権、執行権、司法権の三権分立制が採られている（10条）。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

ロシア連邦大統領（Президент Российской Федерации）は、国家元首である（80条1項）が、執行権の長ではないだけでなく、三権のいずれにも属さず、「国家権力機関の調和のとれた活動及び相互作用を保障する」ものとされている（同条2項）。このように、大統領は、実質的に三権を超越する存在として、国家会議が採択した連邦法律に対する署名・公布権、大統領令（указ Президента）制定権、首相の任命権、副首相・大臣の任免等の強大かつ広汎な権限を有する。大統領は有権者の直接選挙によって選出され、任期は6年²であり（81条1項）、2期までとの制限がある（同条3項）。

首相は、大統領が、国家会議の同意を得て、任命する。

（2）立法機関

ロシア連邦の立法機関は、ロシア連邦議会（Федеральное Собрание Российской Федерации）である。上院にあたる連邦会議（Совет Федерации）と、下院にあたる国家会議（Государственная дума）から成る（二院制、95条1項）。連邦会議は、ロシア連邦の各構成国の代表機関及び執行機関から1名ずつ、計2名により構成される（95条2項）。国家会議は、有権者の直接選挙により選ばれた議員により構成される（95条3項）。国家会議議員の任期は5年³である（96条1項）。

法律の立法過程は、①法案の国家会議での採択、②連邦会議での承認、③大統領の署名・公布という流れになっている。即ち、国家会議に法案の先議権が与えられており、また、国家会議の優越が認められている（もし連邦会議が法案を否決しても、国家会議の再投票で3分の2以上の賛成が得られれば、連邦法律が採択されたとみなされる。105条4項・5項）。連邦会議も国家会議も、立法機能以外にさまざまな権限が与えられている。連邦会議は、例えば、憲法裁判所、最高裁判所及び最高仲裁裁判所の裁判官の任命、国家会議の弾劾決議を受けての大統領解任等の権限を有する。また、国家会議は、例えば、首相の任命への同意、政府の信任・不信任、大統領弾劾決議等の権限を有する。

なお、ロシア連邦では、いわゆる「レファレンダム」（国民投票）も採用されている。

（3）司法機関

ロシア連邦の司法機関は、3つの系列に分かれている。即ち、通常裁判所（суды общей юрисдикции）、仲裁裁判所（арбитражные суды）、連邦憲法裁判所（Конституционный Суд Российской Федерации）である。

通常裁判所は、民事事件と刑事事件のいずれについても、①連邦最高裁判所（Верховный Суд Российской Федерации）、②連邦構成主体レベルの裁判所⁴、③地区裁判所、④治安

² 従来は、大統領の任期は4年であったが、2008年の改正により6年となった。

³ 従来は、国家会議議員の任期は4年であったが、2008年の改正により5年となった。

⁴ 州の裁判所は「州裁判所」と呼ばれるが、共和国の裁判所だけは「共和国最高裁判所」と呼ばれる（小森田秋夫著「ロシアの司法制度と法令用語」）

判事 (мировой судья) の四つの級から成っている。連邦最高裁判所は、日本の最高裁判所に相当するものであるが、連邦最高裁判所の中に設置された「幹部会」(Президиум) が「総会決定」(постановление Пленума) という解釈指針を一般的な形で定めており、「連邦最高裁判所総会決定集」が発行されている。個別の訴訟事件で出された判決例よりも、「総会決定」の方が重視されているのが実状である⁵。治安判事は、日本の簡易裁判所のような役割を果たしており、簡易手続の1つである執行命令の交付、家事事件、比較的少額の財産事件、比較的軽微な刑事事件等を管轄する⁶。

仲裁裁判所は、計画経済時代に国有企業など経済組織間の紛争を解決していた「仲裁委員会」(арбитраж) の系譜を受け継いでおり、経済事件(経済紛争についての事件及び企業活動その他の経済活動の実施と関連したその他の事件)を管轄する⁷。仲裁裁判所は、①連邦最高仲裁裁判所、②管区連邦仲裁裁判所、③仲裁控訴裁判所、④連邦構成主体仲裁裁判所の四つの級から成っている。仲裁裁判所は、「裁判」を行う裁判所そのものであって、「仲裁」を行う仲裁機関ではない。よって、本来は、「経済裁判所」又は「商事裁判所」とでも呼ぶべきものである。なお、ロシア連邦商工会議所(Торгово-промышленная палата Российской Федерации, ТПП РФ)の下に設置された「国際商事仲裁裁判所」(Международный коммерческий арбитражный суд, МКАС)は、「仲裁裁判所」という言葉が使われてはいるが、上記の仲裁裁判所(арбитражные суды)とは全く別のものである⁸。

連邦憲法裁判所は、連邦法律、大統領令、政府決定等が連邦憲法に違反していないか否かを審査する唯一の違憲審査機関である。

裁判官の任期は、最初は3年であるが、その後は65歳の定年まで任期なしで任命される。裁判官の独立を保障するために、「裁判官共同体」(судейское сообщество)が設けられている。これは、連邦憲法裁判所の裁判官から治安判事に至るまで、全ての裁判官(在職中か退職後かは問わない)による組織である⁹。

2 人権

ロシア連邦憲法は、「第二章 人ならびに市民の権利と自由」(17条~64条)において、詳細な人権規定を有している。日本国憲法にもほぼ同様の内容の規定があるものがほとんどであるが、一部、特徴的な規定もある。例えば、36条1項は、「市民とその団体は、土地を私的に所有する権利を有する。」と規定し、ソビエト連邦時代の社会主義憲法とは一線を画しているものといえよう。また、知的所有権の保護(44条1項後段)、歴史的及び文化的

<http://ruseel.world.coocan.jp/judiciary.htm>

⁵ 前掲「ロシアの司法制度と法令用語」

⁶ 『アクセスガイド外国法』(北村一郎編、東京大学出版会、2004年)の「ロシア法」(小森田秋夫著)280頁。

⁷ 前掲『アクセスガイド外国法』279・281頁。

⁸ 前掲「ロシアの司法制度と法令用語」

⁹ 前掲「ロシアの司法制度と法令用語」

な遺産の保護（44条3項）、非常事態における権利と自由の制限（56条）、兵役義務（59条）等の規定も、日本国憲法との違いとして、注目される。

ロシア連邦憲法は、刑事手続に関わる人権規定を多く含んでいる。例えば、①裁判所の決定がある前に48時間を超えて身柄拘束されることはないこと（22条2項）、②連邦法律が認めている場合における陪審裁判を受ける権利（47条2項）、③弁護人依頼権（48条）、④無罪推定原則（49条）、⑤一事不再理（50条）、⑥黙秘権（51条）、⑦被害者の権利（52条）、⑧遡及効の禁止（54条）、裁判の公開、欠席裁判の禁止及び当事者主義（123条）等の規定を置いている¹⁰。なお、欧州人権条約で死刑の廃止が求められていたことを受け、2010年に、死刑が廃止された。

3 法令及び判決例

ロシア連邦の法令は、法的効力の強い順に、①憲法（Конституция）、②憲法的法律（конституционный закон）、③法律（закон）、④大統領令（указ Президента）及び大統領命令（распоряжение Президента）、⑤政府決定（постановление Правительства）及び政府命令（распоряжение Правительства）、⑥その他の法令がある¹¹。憲法に違反する法律及び下位法令は無効であり、憲法に反する条約は発効しない（125条6項）。

裁判所の裁判例は、「法源」とはいえず、いわゆる「先例拘束性」を有しないが、事実上の拘束力は必ずしも否定されない。しかし、前述したとおり、連邦最高裁判所の中に設置された「幹部会」が「総会決定」という解釈指針を一般的な形で定めており、「連邦最高裁判所総会決定集」が発行されている。個別の訴訟事件で出された判決例よりも、「総会決定」の方が重視されているのが実状である。

憲法については、ロシア連邦憲法裁判所が解釈権を持つ（125条5項）。

III 民法

ロシア連邦民法典（Гражданский кодекс Российской Федерации）は、4つの部から構成されている。第1部は1995年、第2部は1996年、第3部は2002年、第4部は2008年から、順次、施行されてきた。

ロシア連邦民法典の起草にあたってまず参照されたのは、オランダ民法典であった¹²。

¹⁰ 上田寛著「ロシア刑事訴訟法における『当事者主義』原則」（『鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集[下巻]』（成文堂、2007年）所収）61頁。

¹¹ 前掲『アクセスガイド外国法』267～270頁。

¹² オランダ民法典が参考とされた背景には、1992年に制定されたオランダ民法典が当時のヨーロッパにおける最新の民法典であったことのほか、オランダのライデン大学の研究所を中心にロシア民法制定支援プロジェクトがオランダ政府の支持を受けて策定されたという事情があった。小田博著「ロシア法(2)―私法の再生」（『法学教室 No.368』（有斐閣、2011年）所収）48～49頁。

さらに、米国の統一商事法典及びドイツ民法典等も参考とされた。

ロシア連邦民法典には、商法（例えば、会社、有価証券、運送、運送取扱、保険等）及び知的財産法（例えば、著作権、特許権、商標権）に属する内容も含まれていることが特徴的である。なお、ロシア連邦民法典には、家族法（親族法）は含まれておらず、別の法律となっている。

ロシア連邦民法典では、所有権の不可侵、契約自由の原則等の基本原則が認められている（1条1項）。

契約は、申込者が承諾を受理した時点において締結されたものとみなされる（433条1項）。契約に基づく物の所有権は、原則として、引渡時に移転するが（223条1項）、登記の必要な不動産所有権等は、登記時に移転する（同条2項）。

ロシア連邦民法典の主な体系は、下表のとおりである。

表：ロシア連邦民法典の主な体系¹³

部	編	章	節
第1部	第1編 総則	第1章 通則	(1)民事法令、(2)民法上の権利及び義務の発生根拠、民法上の権利の行使及び保護
		第2章 人	(3)市民（自然人）、(4)法人、(5)ロシア連邦の参加、主体、民事法令によって規律される関係における自治体の形成
		第3章 民法上の権利の客体	(6)総則、(7)手形及び証券、(8)非財産的利益及びその保護
		第4章 法律行為及び代理	(9)取引、(10)代理、代理人の権限
		第5章 期間及び出訴期限	(11)期間の計算、(12)出訴制限
	第2編 所有権及び他の物権		(13)総則、(14)所有権の取得、(15)所有権の消滅、(16)共有、(17)土地に関する所有権及びその他の物権、(18)居住用建物に関する所有権及びその他の物権、(19)経済管理権、運営管理権、(20)所有権及びその他の物権に対する保護

¹³ 表の作成にあたっては、①「民法（債権関係）の改正に関する検討事項(15) 詳細版」（<http://www.moj.go.jp/content/000059692.pdf>）62～66頁、②「北海道ロシア ビジネス法律データベース」（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/hc/2-1.htm>）、③とくに第4部について、「公益社団法人著作権情報センター 外国著作権法令集 ロシア編」（<http://www.cric.or.jp/gaikoku/russia/russia.html>）等を参照した。

	第 3 編 債務 法総則	第 1 章 債務 総則	(21)債権債務関係の定義及びその当事者、(22)債務の履行、(23)債務の履行に関する担保、(24)債権債務関係における人の交替、(25)債務不履行に対する責任、(26)債務の消滅
		第 2 章 契約 総則	(27) 契約の定義及び契約条項、(28)契約の締結、(29)契約の変更及び解除
第 2 部	第 4 編 債権 債務関係に関する個別の類型		(30)売買、(31)交換、(32)贈与、(33) 扶養を伴う終身サポート及び賃貸借、(34)賃貸借、(35) 居住用建物の賃貸借、(36)使用貸借、(37)請負、(38) 学術研究、実験計画、技術的作業の実行、(39)有償の役務提供、(40)運送、(41)運送取扱、(42)融資及び信用貸付、(43)金銭債権の移転を伴う資金調達、(44)銀行預金、(45)銀行口座、(46)弁済、(47)寄託、(48) 保険、(49)委任、(50)第三者の利益のための権限なき行為、(51)取次、(52)代理、(53)委託による財産管理、(54)フランチャイズ、(55)組合、(56)懸賞広告、(57)優等懸賞広告、(58)博戯及び賭事、(59)不法行為に基づく債務、(60)不当利得に基づく債務
第 3 部	第 5 編 相続 権		(61)相続に関する総則、(62)遺言による相続、(63)法律による相続、(64)相続の承認、(65)個別の類型の財産に関する相続
	第 6 編 国際 私法		(66)総則、(67)人の法律上の地位を決定する際に適用される法、(68)財産及び人的な非財産的關係に適用される法
第 4 部	第 7 編 知的 活動の成果及び識別方法に対する権利		(69)総則、(70)著作権、(71)著作隣接権、(72)特許権、(73)種苗に関する権利、(74)集積回路の回路配置に関する権利、(75)営業秘密、(76)商号、商標、サービス・マーク及び原産地名称、(77)知的活動の成果の利用に関する権利

ロシア連邦民法典は、他の法律に含まれる民事法の規定よりも、優先して適用される（民法典優位の原則）ものとされている。この点で、「特別法は一般法に優位する」という原則とは逆になっている。「民法典優位の原則」は、1990 年代初頭のロシア連邦における混乱した法状況に対し、統一性及び安定性をもたらそうとしたものであるが、かえって混乱を生

じさせているといわれている¹⁴。

現在、民法典制定後の実務を反映すること及び EU 法に近づけること等を目的として、民法典改正に向けた作業が行われている。

IV 会社法

会社に関する法令としては、民法典第 1 部の「法人」に関する規定のほか、より具体的な内容を定めたものとして、1995 年制定の株式会社法、1998 年制定の有限会社法がある。ロシア法における主な会社の種類としては、有限責任会社(OOO)、公開型株式会社(OAO)及び閉鎖型（非公開型）株式会社(ZAO)等がある。これら 3 つはいずれも、出資者又は株主の責任が出資額を限度とする会社形態である。

表：ロシア法における主な会社の種類

名称	ロシア語、英文字略称	意味
有限責任会社	Общества с ограниченной ответственностью (ООО)	ロシアにおける会社形態の最も基本的な形式。持分を譲渡する場合、既存出資者に優先買取権あり。最低資本金は 1 万ルーブル。出資者数は 50 名以下。
公開型株式会社	Открытое акционерное общество (ОАО)	株式譲渡は原則として自由。最低資本金は 10 万ルーブル。株主数の制限なし。株式は「証券」として証券取引委員会での登録が必要。
閉鎖型（非公開型）株式会社	Закрытое акционерное общество (ZAO)	株式を譲渡する場合、既存株主に優先買取権あり。最低資本金は 1 万ルーブル。株主数は 50 名以下。株式は「証券」として証券取引委員会での登録が必要。

現在、これまで株式会社法、有限会社法、国営企業法等に分かれていた法規制を 1 つの法律にまとめることを目的として、「統一会社法」制定に向けた作業が行われている。

V 民事訴訟法

ロシア連邦の民事訴訟には、大きく分けて、通常裁判所の系列と、仲裁裁判所の系列の 2 つがある。通常裁判所における民事訴訟を規律するものとして、2002 年 11 月、ロシア連邦の新しい民事訴訟法典が施行された。同法典により、当事者主義と処分権主義の強化

¹⁴ 小田博著「ロシア法(2)―私法の再生」(『法学教室 No.368』(有斐閣、2011 年) 所収) 50 頁。

が図られた。また、仲裁裁判所における民事訴訟を規律する仲裁訴訟法典によると、仲裁裁判所は、経済事件（経済紛争についての事件及び企業活動その他の経済活動の実施と関連したその他の事件）を管轄する。このように、ある民事訴訟が通常裁判所と仲裁裁判所のどちらに管轄されるのかにより、提訴すべき裁判所や訴訟手続を規律する法律も異なってくる。会社間のビジネス関連の紛争であれば、仲裁裁判所に管轄されることが多いといえる。

弁護士（адвокатура）資格を得るためには、①高等法学教育修了、②2年以上の法律専門の活動経歴又は弁護士組織における修習、③各連邦構成主体の資格審査委員会の実施する資格試験への合格が必要である。各連邦構成主体の司法機関に登録すれば、連邦内のどの地域でも、弁護士として活動することができる¹⁵。

ところで、「弁護士」（адвокатура）と似て非なる言葉として、「ユリスト」（юрист）がある。これは、もともとは広い意味での「法律家」（日本でも、弁護士以外に、弁理士、税理士、司法書士、行政書士等のさまざまな隣接法律専門職がある）を意味していたが、最近では、「弁護士資格を持つことなく法律サービスを提供する者」を意味するものとして使われるようになった¹⁶。

VI 刑事法

ロシアでは、通常、犯罪構成要件とは、「犯罪を犯罪ではない行為から、またある犯罪行為を別の犯罪行為から、区別する諸徴表の総体」であると定義されており、違法性、有責性といった全要素を包摂したものと考えられている¹⁷。そして、この「徴表」は、①犯罪の客体（法益）、②犯罪の客観的側面（社会的に危険な行為、結果、因果関係、犯罪実行の手段、用具、方法、場所、時間及び環境）、③犯罪の主体（刑事責任年齢に達した責任能力のある自然人のみ。法人は除かれる）、④犯罪の主観的側面（直接故意と間接故意（未必の故意）、認識ある過失（軽率さ）と認識なき過失（不注意）、法律の錯誤と事実の錯誤）に区分されて論じられる¹⁸。

ロシア連邦の新しい刑事訴訟法典は、2002年7月1日から施行されている。その特色は、①ソビエト連邦時代からの予審（предварительное следствие）制度を存続させつつ、訴訟構造における当事者主義を明確にしたこと、②被害者の手続参加を広汎に認めていること等にある¹⁹。

¹⁵ 前掲「ロシアの司法制度と法令用語」

¹⁶ 前掲「ロシアの司法制度と法令用語」

¹⁷ 上田寛著「ロシア刑法における犯罪体系について」（『法律時報 84巻1号』（日本評論社、2012年）所収）38頁。

¹⁸ 前掲・上田 39～40頁。

¹⁹ 上田寛著「ロシア刑事訴訟法における『当事者主義』原則」（『鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集[下巻]』（成文堂、2007年）所収）62～63頁。

予審の段階において、取調官（следователь）は、公訴を提起するのに十分な証拠があると判断したときは、被疑者を被告人とする決定を行って公訴を提起し、さらに本格的な取調べを行う（弁護人は、被疑者・被告人の取調べに立ち会うことができる）。その後、取調官は「起訴状」を検察官に送る。この起訴状は、そのまま判決文にすることができるほど詳細なものであり、しかも一件書類（予審段階で作成された調書や証拠写真等が含まれる）とともに裁判所に送付される。被告人は、予審の最終段階において、資料の開示を受け、申立てを行う等の権利を有する²⁰。これらの点で、日本法における「起訴状一本主義」とは全く異なる。他方、公判の段階では、訴追側と弁護側が対等な当事者として攻撃・防御を行い、裁判官が中立的な第三者として判決を下す、という当事者主義的訴訟構造が採用されている。

被害者の手続参加の具体的な内容としては、①一定の軽微犯罪については被害者が訴追人となって訴訟を遂行する「私人訴追」が認められていること、②訴追側の手続参加者として、証拠を提出したり、予審終了時に資料の開示を受けたり、公判において証拠調べに参加すること等が認められていること、③刑事訴訟とともに損害賠償請求等の民事訴訟を同時に行う「付帯私訴」が認められていること等が挙げられる²¹。

VII 参考資料

以上、ロシア法の概要を簡単に紹介してきたが、ロシア法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等が少ない。

そのような状況の中で、ロシア法全般の日本語による唯一の概説書として、『現代ロシア法』（小森田秋夫編、東京大学出版会、2003年）がある。また、法令及び判例の調査方法等については、『アクセスガイド外国法』（北村一郎編、東京大学出版会、2004年）の「ロシア法」（小森田秋夫著）がある。

インターネット上の情報としては、小森田秋夫教授のウェブサイト「ロシア・東欧法研究のページ」²²に、ロシア法に関するさまざまな情報が掲載されている。とくに、「ロシアの司法制度と法令用語」及び「ロシアの法律用語」等のウェブページは大いに参考になる。また、北海道庁のウェブサイト「北海道ロシア ビジネス法律データベース」²³には、主なロシア法の日本語訳が掲載されている。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.41 No.2』（国際商事法研究所、2013年、原題は「世界の法

²⁰ 前掲「ロシアの司法制度と法令用語」

²¹ 前掲「ロシアの司法制度と法令用語」

²² <http://ruseel.world.coocan.jp/index.html>

²³ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/hc/index.htm>

制度〔欧州編〕第5回 ロシア〕。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。